

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に ☒ すること

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	りっけんみんしゅとうくまもとけんだいいっくそうしぶ
1 政治団体の名称	立憲民主党熊本県第1区総支部
2 主たる事務所の所在地	熊本市中央区九品寺1丁目17-9
3 代表者の氏名	出口 慎太郎
4 会計責任者の氏名	出口 一生
事務担当者の氏名	西原 和美
(電話)	096-342-5825
(電話)	

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☒ 政党の支部	☐ 第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	出口 慎太郎
公職の種類	衆議院候補

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 5年 8月10日から	
令和 5年12月31日まで	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	1, 500, 000
(前年からの繰越額) -----	0
(本年の収入額) -----	1, 500, 000
支 出 総 額 -----	926, 462
翌年への繰越額 -----	573, 538

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0 人

(2)寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア)個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ)政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
立憲民主党 本部	600, 000	05. 09. 13	東京都千代田区永田町1-11-1	
立憲民主党 本部	900, 000	05. 10. 12	東京都千代田区永田町1-11-1	
こ の 頁 の 小 計	1, 500, 000			
合 計	1, 500, 000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	80,124	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	141,752	
(4) 事 務 所 費	39,270	
小 計	261,146	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	12,846	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	646,470	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	646,470	
ウ 政治資金パーティ開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	6,000	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	665,316	0
合 計	926,462	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		備品・消耗品費	(消耗品費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考
名刺代	93,500	05.09.29	オフセット株式会社	熊本県熊本市南区日吉2丁目2-32	
こ の 頁 の 小 計	93,500	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。			
そ の 他 の 支 出	34,258				
合 計	127,758				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		備品・消耗品費		(定期購読料)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費		(通信費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	
電話料11月分	13, 096	05. 11. 8	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70		
電話料12月分	15, 529	05. 12. 8	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70		
こ の 頁 の 小 計	28, 625	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				
そ の 他 の 支 出	10, 425					
合 計	39, 050					

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費		(事務管理費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
そ の 他 の 支 出	220	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。				
合 計	220	(注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費		(会合費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費		(旅費・交通費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				
そ の 他 の 支 出	6,840					
合 計	6,840					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		宣伝事業費	(宣伝広告費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考
のぼり旗代	45,100	05. 9. 29	オフセット株式会社	熊本県熊本市南区日吉2丁目2-32	
印刷代	196,350	05. 9. 29	オフセット株式会社	熊本県熊本市南区日吉2丁目2-32	
印刷代	41,800	05. 10. 17	有限会社九州企画ピーアール	熊本県熊本市南区八幡10丁目3番67号	
印刷代	41,800	05. 10. 17	有限会社九州企画ピーアール	熊本県熊本市南区八幡10丁目3番67号	
印刷代	88,000	05. 10. 26	有限会社九州企画ピーアール	熊本県熊本市南区八幡10丁目3番67号	
印刷代	198,000	05. 12. 25	有限会社九州企画ピーアール	熊本県熊本市南区八幡10丁目3番67号	
こ の 頁 の 小 計	611,050	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。			
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	611,050				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		宣伝事業費	(遊説費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考
ユニフォーム代	35,420	05.11.1	有限会社九州企画ピーアール	熊本県熊本市南区八幡10丁目3番67	
こ の 頁 の 小 計	35,420	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は、「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出と合計の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。			
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	35,420				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		調査研究費		(調査費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備 考	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地		✓	
イ 建 物		✓	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		✓	
エ 所 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産		✓	
オ 預金(普通預金及び・当座預金を除く)若しくは貯金(普通預金を除く)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く)		✓	
カ 金 銭 信 託		✓	
キ 有 価 証 券		✓	
ク 出 資 に よ る 権 利		✓	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		✓	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 を 超 え る 敷 金		✓	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		✓	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		✓	

※ 有無について☑して下さい。

(その20)

宣 誓 書

添付書類(別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 4 月 18 日

政治団体の名称 立憲民主党熊本県第1区総支部

会計責任者の氏名 出口 一生

代表者の氏名 (代表者については、解散する年の収支報告にのみ記載すること。)



(注)政治団体の解散に伴う収支報告には、会計責任者の記名・押印(又は署名)の他、代表者の記名・押印(又は署名)が必要です。

政治資金監査報告書

令和6年4月8日

立憲民主党熊本県第1区総支部

代表 出口 慎太郎 殿

登録政治資金監査人



登録番号 第2460号

研修修了年月日 平成20年12月15日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党熊本県第1区総支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適性化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党熊本県第4区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党熊本県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党熊本県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上